

5月は消費者月間です

消費者月間統一テーマ

「消費者新時代 消費者が主役」

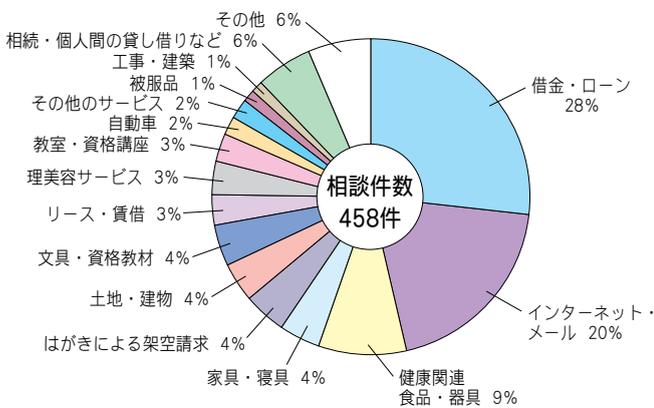
毎年5月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となつて消費者問題に関する啓発・教育などの各種事業を全国で集中的に行なっています。市では記念講演会や出前講座を実施しています。市の消費生活相談室では、専門の相談員が消費生活の問い合わせや相談を受け、あっせんや助言を行なっています。

相談状況

平成20年度の相談室への相談件数は458件で、前年度に比べて80件減っています。主な要因は、架空請求はがきの相談件数が減ったことにあります。反対に借金の相談や有料サイトを利用した際の相談が増加傾向にあります。

消費生活相談の事例は、毎月、消費生活相談のページで紹介していますので、似たような事例で困ったり、契約のことで不安を感じたりしたら、一人で悩まず早めに消費生活相談室に相談してください。

平成20年度の相談内容の内訳



クーリング・オフ制度

巧みで強引な勧誘に乗せられて、自分の意志がはっきりしないまま契約してしまったとき、消費者が冷静に考え直して契約の解除や申し込みの撤回ができる制度です。

方法

クーリング・オフは、契約日を含め8日以内(マルチ商法、内職・モニター商法の場合は20日以内)に、必ず書面を特定記録郵便や簡易書留にして送付します。また、その書面はコピーして保管しておきましょう。クレジットカードを利用した場合は、クレジット会社へも送付してください。商品の引き取り費用は業者負担です。商品の使用は控え、いつでも返品できるよう保管しておきましょう。



記載例(はがきの場合)

契約解除通知

- ・契約(申し込み)年月日
 - ・販売業者名
 - ・販売業者住所
 - ・商品・サービス名
 - ・契約金額
 - ・販売担当者
- 支払済の 円を返金してください。
- 上記の契約を解除します。
- 年月日
- ・契約者住所
 - ・契約者名

問い合わせ先 消費生活相談室(☎0848⑧6410)、商工振興課(☎0848⑧6072)

消費生活巡回相談

昨年度から毎月各地域で、巡回相談を行なっています。

- 本郷地域 毎月第2金曜日 14時～16時
本郷支所
- 久井地域 毎月第3金曜日 14時～16時
久井保健福祉センターまたは久井支所
- 大和地域 毎月第4金曜日 10時～12時
大和保健福祉センター

※詳しくは、消費生活相談のページに掲載しています。

26日
13:30～15:00

入場無料



消費者月間記念講演会

消費者新時代 消費者が主役

多重債務や悪質商法に関係する内容を中心に、消費者の立場としての心構えや知識の習得のために講演会を開催します。

ところ ペアシティ三原西館2階
大会議室

講師 広島司法書士会の司法書士
定員 70人(当日先着順)